

株 式 会 社 水 府 振 興 公 社
経 営 健 全 化 計 画

令和6年3月

株 式 会 社 水 府 振 興 公 社
経 営 健 全 化 検 討 委 員 会

目 次

I	計画策定の趣旨	1
II	公社の現状	2
1	公社の概要	2
2	公社組織図	3
3	決算状況	3
4	本市の関与	5
III	経営健全化基本方針	7
1	経営健全化の取組に係る検討（事業別状況等）	7
2	経営健全化のための具体的な対応	8
3	計画期間及び進捗状況の把握等	10
4	公社への支援	11
IV	資料	
	定款 一部抜粋	12
	第三セクター等の経営健全化等に関する指針（総務省）	13
	経営健全化進捗状況報告書（様式第1号）	15
	収支状況報告書（様式第2号）	16

I 計画策定の趣旨

株式会社水府振興公社（以下「公社」という。）は、旧久慈郡水府村（以下「村」という。）において公共施設の管理運営、地元農産物や林産物の開発、生産、加工及び販売、土産品店・飲食店の経営及び食料品の販売等を通じた地域振興を目的に、村、企業・団体からの出資を受けて平成 6 年 3 月に株式会社水府村振興公社として設立され、地元の雇用創出など水府地区における重要な役割を担ってきた。

その後、平成 16 年 12 月、いわゆる「平成の大合併」により村が常陸太田市（以下「市」という。）と合併したことから、平成 17 年 5 月、名称を株式会社水府振興公社に変更するとともに水府竜の里公園の管理運営業務を加えたほか、令和 4 年度からは市の金砂郷地区（旧久慈郡金砂郷町）にある 2 つの公共施設の管理運営も開始し、水府地区及び金砂郷地区において重要な役割を担っている。

我が国は現在、少子高齢化の進行、地球的規模での環境問題やデジタル化進展への対応に加え、令和元年度からの新型コロナウイルス感染症拡大による影響等による大きな社会構造の変化の中にあり、住民生活に最も身近な基礎自治体にはこうした環境変化や政策課題に的確に対応していくとともに、その財政運営についても極めて厳しい舵取りが求められており、指定管理料として相当額の税金が投入されている半官半民の公社においても同様の対応が求められている。

しかしながら、公社は新型コロナウイルス感染症による影響により、令和元年度以降、赤字決算が継続し、令和 4 年度決算時には遂に債務超過に陥ったことから、総務省（国）の「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成 26 年 8 月 5 日付け総財公第 101 号総務大臣通知）及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」（平成 26 年 8 月 5 日付け総財公第 102 号総務省自治財政局長通知）に基づき、抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことが求められる状況に至った。

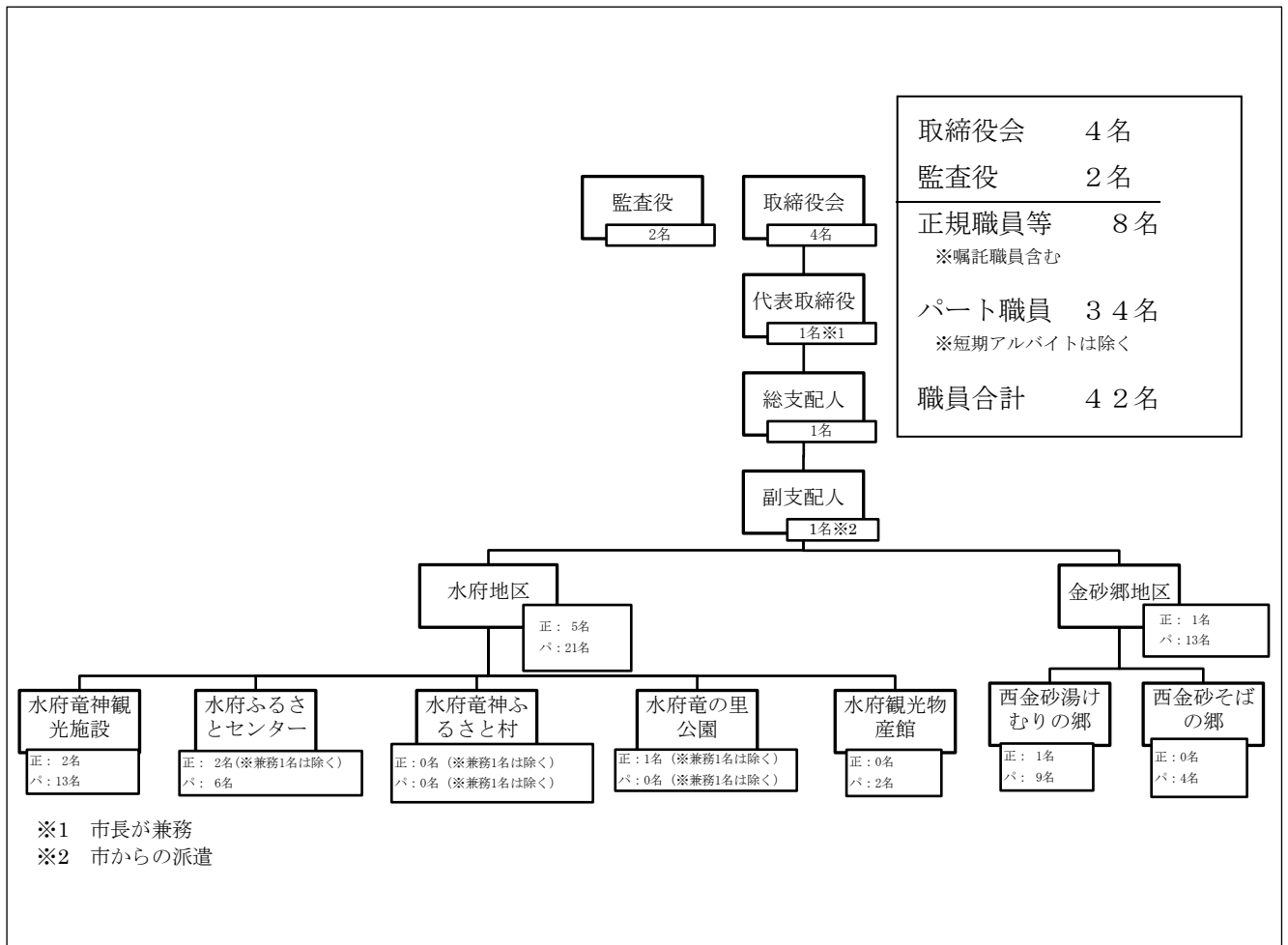
市では、こうした状況を踏まえ、地方自治体及び出資者としての両面から公社の経営健全化方針の策定を目的として、令和 5 年 7 月、「株式会社水府振興公社経営健全化検討委員会設置要項」に基づく委員会を立ち上げるとともに、総務省の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」による第三セクターの経営分析を行うアドバイザー派遣制度も活用し、公社の経営健全化に取り組むため本計画を策定するものである。

Ⅱ 公社の現状

1 公社の概要（令和 5 年 4 月 1 日現在）

会 社 名	株式会社水府振興公社	会社分類	株式会社
代表者職氏名	代表取締役 宮田達夫	設立年月日	平成 6 年 3 月 2 日
資 本 金	2,000 万円（市の出資額及び割合：1,000 万円（50%））		
所 在 地	常陸太田市天下野町 2133 番地の 6		
市 関 係 課	総 務 部 総 務 課（経営状況分析） 商工観光部観光振興課（市観光施設指定管理）		
設 立 目 的	常陸太田市水府地区（旧久慈郡水府村）の市所有の観光関連施設の管理運営等に関する事業を通じ、地域の振興及び住民福祉の向上に貢献することを目的とする。		
事 業 内 容	(1) 公共施設の維持管理運営等に関する受託 (2) 農産物、林産物の開発、生産、加工および販売 (3) 土産品店、飲食店の経営および食料品の販売 (4) 前各号に付帯関連する一切の業務		
施設管理の状況	○平成 6 年度より管理 水府竜神観光施設 水府ふるさとセンター 水府竜神ふるさと村 水府観光物産館（そばハウス龍亭→平成 30 年度より竜神カフェ） ○平成 16 年度より管理 水府竜の里公園 ○令和 4 年度より管理 西金砂湯けむりの郷（金砂の湯） 西金砂そばの郷（そば工房）		

2 公社組織図（令和5年4月1日現在）



3 決算状況（3ヶ年：令和2年度～令和4年度）

（1）貸借対照表及び財務指標

【貸借対照表】

（単位：千円）

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	3-2比	4-3比
I 資産の部					
1 流動資産	13,920	13,751	11,890	▲169	▲1,861
2 固定資産	8,921	6,991	5,170	▲1,930	▲1,821
資産の部合計	22,841	20,742	17,060	▲2,099	▲3,682
II 負債の部					
1 流動負債	6,557	14,925	20,797	8,368	5,872
2 固定負債	4,954	3,459	1,965	▲1,495	▲1,494
負債の部合計	11,511	18,384	22,762	6,873	4,378
III 純資産の部					
1 株式資本	11,330	2,358	▲5,702	▲8,972	▲8,060
負債・純資産の部合計	22,841	20,742	17,060	▲2,099	▲3,682

【財務指標】

(単位：％)

指標	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	3-2 比	4-3 比
流動比率(流動資産/流動負債)	212.29	92.14	57.17	▲120.15	▲34.97
負債比率(負債/純資産)	101.59	779.60	▲399.16	678.01	

①流動比率

令和 2 年度の約 212%から令和 4 年度の約 57%まで 3 ヶ年連続減少している。一般的に安全と言われている 200%以上の水準に対して、令和 2 年度はこの水準を上回っていたものの令和 3 年度は約 92%、令和 4 年度には更に約 57%まで下がり、流動負債に対して流動資産が 6 割にも満たない状況となっている。

②負債比率

一般的に低い方がよいとされている負債比率についても、令和 2 年度の約 102%から令和 3 年度まで純資産の大幅な減少と負債の増加により、負債比率は約 780%と著しく増加し、令和 4 年度に至っては純資産がマイナス（債務超過）となったことから、負債比率の数値もマイナスとなっている。

(2) 損益計算書

【損益計算書（令和 2 年度～令和 4 年度）】

(単位：千円)

科目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	3-2 比	4-3 比
売上高	61,748	64,690	144,362	2,942	79,672
売上原価	29,758	29,334	57,842	▲424	28,508
売上総利益	31,990	35,356	86,520	3,366	51,164
販売費・一般管理費	84,032	89,126	157,627	5,094	68,501
営業利益（損失）	▲52,042	▲53,770	▲71,107	▲1,728	▲17,337
営業外収益	45,208	48,806	68,466	3,598	19,660
営業外費用	5,699	3,824	5,915	▲1,875	2,091
経常利益（損失）	▲12,533	▲8,788	▲8,556	3,745	232
特別利益	0	0	680	0	680
特別損失	130	0	0	▲130	0
法人税等	185	185	185	0	0
当期純利益（損失）	▲12,848	▲8,973	▲8,061	3,875	912

①売上高

令和 3 年度にかけて約 294 万円、令和 4 年度にかけて約 7,967 万円増加。

令和 4 年度にかけての大幅な増加は、公社が管理運営する施設利用者数が新型コロナウイルスの影響による減少から一部回復したことに加え、新たに西金砂湯けむりの郷及び西金砂そばの郷（以下「金砂郷地区施設」という。）を指定管理施設として追加したことによるもの。

②売上原価

令和 3 年度にかけては約 42 万円の減額、令和 4 年度にかけては約 2,851 万円増加。

令和 4 年度にかけては、水府竜神観光施設内のレストラン森の風及び水府ふるさとセンターのレストラン梅花亭の売上増に伴う仕入れ額の増加に加え、新たに金砂郷地区施設の

指定管理を受託したことによるもの。

③販売費・一般管理費

令和 3 年度にかけて約 509 万円、令和 4 年度にかけて約 6,850 万円増加。

令和 4 年度にかけては、金砂郷地区施設の指定管理を新たに受託したことによるもの。

④営業外収益

令和 3 年度にかけて約 360 万円、令和 4 年度にかけて約 1,966 万円増加。

令和 3 年度にかけては、各施設の指定管理料の増額、令和 4 年度にかけては、新たに金砂郷地区施設の指定管理を受託したことによる指定管理料の増額。

⑤営業外費用

令和 3 年度にかけて約 188 万円の減少、令和 4 年度にかけて約 209 万円増加。

⑥当期純損失

令和 3 年度にかけて約 388 万円、令和 4 年度にかけては約 91 万円の改善。

いずれもコロナ禍からの売上高の回復や指定管理料の増額によるもの。

(3) 人件費の状況

【人件費等の推移】

(単位：千円)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	3-2 比	4-3 比
人件費		50,907	52,112	83,637	1,205	31,525
内 訳	給料手当	45,332	47,182	75,349	1,850	28,167
	退職金掛金	528	534	480	6	▲54
	法定福利費	4,917	4,168	7,516	▲749	3,348
	福利厚生費	130	228	292	98	64

○人件費

令和 4 年度にかけては金砂郷地区施設の指定管理受託による職員数の増加等により約 3,153 万円増加。

4 本市の関与

公社は、村が 1,000 万円（出資比率：50%）、その他 5 つの団体・企業からも残る 1,000 万円の出資を受け、平成 6 年 3 月に設立された。平成 16 年に村が常陸太田市と合併してからは、代表取締役を常陸太田市長が兼務してきているほか、令和 3 年度及び令和 4 年度は総支配人、令和 3 年度からは継続して副支配人についても市からの派遣者が従事している。また、その事業内容についても、市から受託した指定管理施設を基にした物販・飲食事業を行う事業形態であるほか、収入に占める指定管理料が大きく占めるなど、極めて密接な関係を有している。

【公社の指定管理料等の推移】

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
水府竜神観光施設	8,500	15,600	15,600
水府ふるさとセンター	10,700	10,700	10,700
水府竜の里公園	0	0	0
水府竜神ふるさと村	3,500	3,500	3,500
水府観光物産館	1,500	1,500	1,500
西金砂湯けむりの郷			22,000
西金砂そばの郷			0
指定管理料合計	24,200	31,300	53,300
公社の総収入に占める割合	22.6%	27.6%	25.0%
(参考) 里美ふるさと振興公社の収入 に占める指定管理料の割合	36.3%	35.0%	31.6%

Ⅲ 経営健全化基本方針

1 経営健全化の取組に係る検討（事業別状況等）

公社は、現在、水府地区及び金砂郷地区に所在する 7 つの公共施設の指定管理業務を受託するとともに、当該施設を主体に飲食や物販等の事業を行っていることから、経営健全化に向けた検討を行う上では、各施設の経営・収益状況を踏まえた検討が不可欠である。

各施設については、市における施設の位置づけ、要している経費、新型コロナウイルスの影響が出る以前の平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間の利用者数及び収支状況、更に指定管理業務を市から受託する前提となった令和 5 年度以降の収支の計画値、令和 5 年度上半期の実績を踏まえた今後の収支推計値、今後の施設の在り方に対する公社や市担当課の考え、以上を踏まえた総務省の制度によって派遣を受けたアドバイザーの意見等からなる詳細な分析を行っている。（別添資料：各施設の検証参照）

まずは、この分析結果を踏まえ、施設の廃止や集約化、将来収支見込みの再検討（指定管理料の見直し）を行う必要がある。なお、指定管理料の見直しをする際においても、市の財政負担上の問題や指定管理料の決定経緯からも、公社による一層の経営努力を求めることは当然のことであり、安易に赤字補填をするようなことは行うべきでなく、最小限にすることが必要。

また、公社の経営状況については、引き続き外部アドバイザーなども活用しつつ、市と密接に連携し、収益力の向上を図っていくことも重要である。

そもそも公社の目的の根幹は、水府地区を中心とした地域振興に向けて、市が自ら直接事業を行うよりも公共性と企業性を併せ持った第三セクターの特徴を活かし、地域雇用の確保や施設サービスの充実、地場産品を活用した事業展開を行うことにある。また、株式会社として、独立した経営主体である以上、自主的・主体的な経営健全化に取り組むことが求められるが、代表取締役を市長が兼務しているほか、最近では総支配人（令和 3 年度及び令和 4 年度）や副支配人（令和 3 年度以降）についても市職員が派遣されているなど、市と一体的に事業を行っている。なお、公社に派遣される市職員については市の人事異動による数年おきでの入れ替わりもある。しかしながら、今後、株式会社として民間的手法を公共分野に活かす目的からは、経営層クラスの人材についても、長期的・専門的な視野にたった経営に向け、その職務権限や責任にふさわしい人物を登用していくことも必要。

さらに、本市には公社以外にも主に里美地区の公共施設の管理運営に加え、同地区を含めた本市の地域振興を行う「一般財団法人里美ふるさと振興公社」（指定正味財産：1 億 3,560 万円、このうち 1 億円を市が負担。理事長は市派遣職員）や「道の駅ひたちおおた」の管理運営を中心に、本市の地域振興を行う「常陸太田産業振興株式会社」（資本金：6,000 万円、このうち 3,050 万円を市が出資。代表取締役を市長が兼務しているほか、市からの派遣職員有）の 2 つの第三セクターがある。また、本市全般の観光・商工振興に加え、一部公共施設の管理運営を行う「一般社団法人常陸太田市観光物産協会（以下「観光物産協会」という。）」（代表取締役は令和 4 年度に市長から外部人材に変更。市からの派遣職員有）がある。それぞれの団体については、その設立経緯や業務内容は異なっているものの、基本的に本市の地域振興を目的としているほか、公共施設の管理運営を主体として各種事業を行っていることに大きな違いはなく、こうした組織がバラバラに事業を運営するのではなく、市内全域を一体的に運営することで、市内各公共施設を更に有機的に連携した事業運営や施設の再配置を更に進めていくことも検討すべきであ

る。こうした組織一体化を進めることによって、2,000万円と市内他の第三セクターの中でも過少な公社の資本金の問題が改善でき、この度のコロナ禍等による急激な収益悪化による債務超過となった点についても改善が期待できる。

その他、情報公開や情報提供の面では、市が出資していることを十分に認識し、公社に関する経営状況等の透明性を確保し、適切に情報提供していくこととする。

2 経営健全化のための具体的な対応

経営健全化の取組に係る検討内容を踏まえ、公社の経営改善に向けて、以下3つの観点から取り組んでいくこととする。

- (1) 公共施設の整理・整備
- (2) 収益機能の強化及び指定管理料の見直し
- (3) 市第三セクターの統合及び組織体制の見直し

(1) 公共施設の整理・整備

公社が管理運営している7つの公共施設は、いずれも老朽化が進んでいる施設が多い。このため、大規模な改修や修繕については市が、小規模なものについては公社が行うこととなっているが、各施設の維持・管理面においても、公社のみならず市にも相当な負担となっている施設もある。

また、市全体としてみた場合、類似の施設も多く、市が作成している「常陸太田市公共施設等再配置計画」(以下「公共施設再配置計画」という。)においても施設の集約化や廃止の方針が打ち出されている施設も多い。このため、ここ数年の施設の利用状況(収益状況)や老朽化の状況、今後の必要経費等の状況なども踏まえ、水府竜神ふるさと村や西金砂湯けむりの郷については、早期の廃止に向けた調整を進める。その他の公共施設についても公共施設再配置計画を踏まえつつ、その収益状況等を踏まえ、集約時期を前倒しするなど、適切に対応する。

なお、施設の廃止によって職員の人員配置についても調整できることが想定されることから、公社は以下(2)の収益機能強化に向けた取組みに充てることとする。

次に、公社は、受託した公共施設の管理運営と当該施設における物販や飲食事業により事業も行っている。このため、公共施設の集客力を維持、更には向上していくためには引き続き適切な施設整備は欠かせない。例えば、令和5年度には、茨城県の「インバウンドコンテンツ助成支援事業(環境整備型)」の採択を受け、竜神大吊橋のライトアップに向けた整備を進めているほか、令和6年度も竜神大吊橋完成30周年を迎え、市による大規模な改修(塗装工事等)を予定している。また、水府竜神観光施設や水府観光物産館周辺においては、民間事業者による新規アクティビティの導入も検討されており、こうした市や公社以外の支援策や連携により、引き続き各施設の維持や魅力度アップに向けた取組みを市としても継続していく。

(2) 収益機能の強化及び指定管理料の見直し

公社の物販・飲食事業については、公共施設そのものの魅力による集客力は欠かせない。

このため、上記（１）にも記載したように、市及び公社ともに維持していく公共施設については適切に整備していくほか、外部機関等とも連携した魅力度を高める整備を進めていく。その上で、公社は現在も各公共施設において、季節等に応じた公社自ら、あるいは観光物産協会や他の民間事業者と連携した各種イベントを実施するなど、集客力のアップも図っている。また、令和６年度は、市政施行 70 周年・合併 20 周年に関する数多くのイベント事業も予定されており、引き続き、こうしたイベントについても P D C A サイクルを通じて、更に効果をあげていくことが必要。

そのほか、物販や飲食事業については、そもそも地元産品を活用した魅力あふれる商品やメニューの提供についても強く望まれる。こうした取組みに向けて、現状、公社本社がその機能を十分に発揮しているとは言えないほか、各種イベント、施設、商品・サービスの P R についても十分行えていると言い難いため、公共施設の整理を踏まえた人員配置により、広報を含めた営業活動の強化を公社は行う必要がある。

その他、経費削減も不断に行っていく必要がある。例えば、公社が行っている各施設の飲食事業の原価率をみると、全ての施設で標準値（30%）を超えている。計画していた利用者数や収入が見込めなかった点もあるが、仕入れ方法や原材料の見直しを図るなどの改善も併せて進めていく。

【飲食店営業における原価率】

（単位：千円）

施設名	売上	売上原価	原価率
水府竜神観光施設（森の風）	11,250	3,956	35.2%
水府ふるさとセンター（梅花亭）	5,737	2,567	44.7%
水府観光物産館（竜神カフェ）	1,178	431	36.6%
西金砂湯けむりの郷（金砂庵）	4,946	2,618	52.9%
西金砂そばの郷（そば工房）	8,984	2,914	32.4%

※R5 上半期数値

【参考：公社等による自主事業（イベント等）】

施設	事業名	事業内容
水府竜神観光施設	ノルディックウォーキング	竜神カフェから竜神峡亀が淵まで、ポールを使いウォーキング（R4：後援）
	朝ヨガ	竜神大吊橋の上での早朝ヨガ（R4～後援）
	風のマルシェ	毎月第２土曜日、地元事業者等が産品を販売（R5～）
水府ふるさとセンター	新そばフェア	水府ふるさとセンター・水府竜神観光施設・竜神カフェの３施設で紅葉まつりに合わせ、毎年新メニューを提供
	企画型食事会	ミニコンサートなどのイベントと併せ特別メニューの提供（R5～）
水府観光物産館	クリスマスコンサート 竜神秋の音楽祭	竜神カフェ内でミニコンサートや音楽祭を開催（R3）
水府竜神ふるさと村	早期営業 冬季営業	通常閉館する冬季期間について、早期営業（R3）や冬季営業（R4）を実施
水府竜の里公園	冬季キャンプ営業	通常閉館する冬季期間について、キャンプ営業を実施

西金砂 湯けむりの郷	西金砂登山 マラソン大会	西金砂登山マラソンを後援するとともに、選手等へ食事提供
西金砂 そばの郷	外部イベント出 店	観光物産協会主催「常陸秋そばフェスティバル・けんちん村まつり」への出店

以上のような取組みを踏まえつつ、人件費や光熱費等の上昇といった点も加味し、令和6年度以降の各施設の指定管理料についても指定管理者選定委員会において再度精査し、必要な措置を行う。

（３）市第三セクターの統合及び組織体制の見直し

本市には公社同様の目的及び事業を行っている第三セクターがある。

市は、公社以外の第三セクターが管理運営を行っている公共施設についても、公社で行ったものと同様に専門家を交えて、各施設の事業整理について改めて検証し、公共施設の再編を更に押し進めることで、人口減少・高齢化が進む本市の将来的な財政負担の軽減を図るものとする。また、市内の公共施設を複数の第三セクターが分割して管理運営している現状についても、全ての施設を有機的一体として機能するよう第三セクター自体も統合を図ることで、スケールメリットや相乗効果を上げるとともに、組織基盤の適正化（人員の適正化）に繋げていくことも望まれる。こうした検討を令和6年度以降も継続し、早期に方向性を出すこととする。

3 計画期間及び進捗状況の把握等

まず、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とする。

次に、本計画の進捗状況を確認するため、公社の経営健全化に向けて公社は毎年度4半期に1回経営健全化計画進捗状況報告書（様式第1号）、収支状況報告書（様式第2号）を市へ提出し、市及び公社は、収支状況報告書に基づき経過観察を行うこととする。

また、市は公社が管理運営する指定管理料の検討に加え、それ以外の公共施設の事業内容の精査及び第三セクターの統合に向けた検討を進めることとする。

それぞれの検討や取組み状況を踏まえ、管理運営に適宜反映させるものとする。

【経営健全化スケジュール】

主体	令和6年度	令和7年度	令和8年度
公社			
	- 市へ各報告 - 自己評価 - 経営分析	- 市へ各報告 - 自己評価 - 経営分析	- 市へ各報告 - 自己評価 - 経営分析
市	- 公共施設の見直し及び公社指定管理料の見直し - 他の公共施設の状態精査及び公共施設再配置計画の見直し - 第三セクター統合に向けた検討	- 公共施設の見直しに向けた調整 - 第三セクター統合に向けた準備及び統合	公共施設の在り方について検証の継続

4 公社への支援

公社は令和 4 年度末に債務超過となり、収益状況は改善傾向にあるものの、引き続き令和 5 年度も赤字が見込まれる中、銀行借入金への返済も厳しい状況にある。

今後、この経営健全化計画により、早期に公社の経営の安定を図る予定ではあるが、令和 5 年度に行った 3 年間の長期借入金（1,000 万円）や当面の事業運営を安定的に行うため、市から 3,000 万円の無利子貸付（2 年据え置き、10 年間均等返済）を行う。

IV 資料

【一部抜粋】

○定款：株式会社 水府振興公社（平成6年3月2日会社成立）

第3章 株主総会

（招 集）

第17条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

（議 長）

第18条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故あるときは他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故があるときは出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

（議 決）

第19条 株主総会の議決は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

（株主総会の議決権の省略）

第20条 取締役又は株主が株主総会の決議の目的事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の議決があったものとみなす。

② 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

（代理人）

第21条 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし、この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

② 代理人は当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2人以上の代理人を選任することはできない。

（議事録）

第22条 株主総会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印する。ただし、電磁的記録により作成する場合においては、電子署名にて行う。

第4章 取締役会

（取締役会の招集）

第23条 取締役会は代表取締役社長がこれを招集するものとし、その通知は各取締役に対して会日の1週間前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することを妨げない。

(決 議)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席しその過半数をもってこれを決する。

(取締役会の決議等の省略)

第25条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は、電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議をのべたときは、この限りではない。

② 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項(ただし、会社法363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。)を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(議事録)

第26条 取締役会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名又は記名押印する。ただし、電磁的記録により作成する場合においては、電子署名にて行う。

○第三セクター等の経営健全化等に関する指針(総務省)

【一部抜粋】

第1. 本指針の基本的な考え方

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、地域において住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。地方公共団体は、関係を有する第三セクター等について、自らの判断と責任により徹底した効率化・経営健全化等についての取組を進め、もって財政規律の強化に努めることが必要である。

特に地方公共団体が損失補償を行っている第三セクター等の債務については、第三セクター等の経営状況が著しく悪化している場合には、将来的に地方公共団体に多額の財政負担が生じるおそれがある。第三セクター等の抜本的改革を必要とする状況にありながらも、取組が遅れている地方公共団体にあつては、抜本的改革を含む経営健全化について、速やかに取り組むことが求められる。

第2. 地方公共団体の第三セクター等への関与

地方公共団体は、以下の点に留意して、第三セクター等の健全な経営が維持されるように、経営状況等を把握し、適切な関与を行うことが必要である

1. 経営状況等の把握、監査、評価
2. 議会への説明と住民への情報公開
3. 経営責任の明確化と徹底した効率化等
4. 公的支援(財政支援)の考え方

第3. 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化

地方公共団体が経営状況等の把握に努めた結果、現在又は将来の経営の悪化、健全性の

喪失等が判明した場合には、速やかにその旨を明らかにし、経営健全化に取り組むことが必要である。特に、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討することが強く求められる。

地方公共団体は第三セクター等の経営健全化、特に抜本的改革を含む経営健全化に取り組む場合には、以下の点に留意することが必要である。

1. 第三セクター等の経営健全化についての役割分担
2. 抜本的改革を含む経営健全化
3. 債務調整を伴う処理策

第4. 第三セクター等の設立

第三セクター等の設立等については、事業を行うために最も適切な手法・法人形態等を選択し、実施体制を構築することが必要である。

第5. 第三セクター等の活用

人口減少・少子高齢化、インフラの老朽化、国・地方を通じた厳しい財政状況を始めとする現下の社会経済情勢においては、単独の地方公共団体が自ら直接に事務事業を執行する手法のみによっては、地域住民が必要とする住民サービスの提供、施設の展開等が困難となってきている。地方公共団体の区域を超えた施策の展開、民間企業の立地が期待できない地域における産業の振興や雇用の確保等が強く期待されるとともに、行政が担うべき分野全般においても、より効率的な業務の執行が求められている。

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、これらの課題を克服していく上で、有効な手法となる場合がある。地方公共団体は、本指針において述べてきた事項に十分に留意しながら、第三セクター等が有する以下のような長所を踏まえ、有効に活用することが望ましい。

1. 地方公共団体の区域を超えた活動
2. 民間企業の立地が期待できない地域における事業実施
3. 公共性、公益性が高い事業の効率的な実施

様式第 1 号

年 月 日

常陸太田市長 殿

株式会社水府振興公社
代表取締役

経営健全化計画進捗状況報告書

標記の件につきまして、下記のとおり報告いたします。

記

【様式第 2 号の収支状況報告書に加え、開催イベントに関する PDCA、その他収益強化策に関する資料を適宜添付】

常陸太田市長 殿

株式会社水府振興公社
代表取締役

収支状況報告書

標記の件につきまして、下記のとおり報告いたします。

記

1. 事業期間

年 月 日から 年 月 日まで

2. 収支状況

(単位：円)

施設名	金額	対前期
売 上 合 計		
売 上 原 価 合 計		
差 引 収 支		